

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 道路の区域変更
【告示】

道路整備課

○ 県営土地改良事業計画の縦覧
【公告】

耕地課

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧

耕地課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 警備業法に基づく検定

生活安全企画課

○ 〃

生活安全企画課

【公安委員会】

○ 〃

生活安全企画課

目次

担当課（室）

平成26年2月18日 岡山県公報 第11560号

◎岡山県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下御領井原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市大江町字郷之前四九七四番一地从 から	新	一一・七〇	六一九・〇
井原市大江町字郷之前四九八二番五地先 を経て	新	三七・五	
井原市大江町字宮地三一六九番一地从 で	新	三・二〇	一〇〇〇・二
井原市大江町字正尻四七六五番三地从 ら	新	一六・〇	
井原市大江町字宮地三一六九番一地从 で	新		
井原市大江町字郷之前四九七四番一地从 から	旧		

井原市大江町字郷之前四九八二番五地先 を経て	一・七 〃
井原市大江町字宮地三一六二番一地先を 経て	三七・五
井原市大江町字宮地三一六九番一地先ま で	六一九・〇

〔六六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（畑地帯総合整備 高梁川上地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（畑地帯総合整備 高梁川上地区） 計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月十八日から同年三月十一日まで

四 縦覧の場所

高梁市西部土木事務所

〔六七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 南奥池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 南奥池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月十八日から同年三月十一日まで

四 縦覧の場所

赤磐市役所

〔六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 美咲地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 美咲地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月十八日から同年三月十一日まで

四 縦覧の場所

美咲町役場

〔六九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（ため池等整備（一般型） 小原池地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備（一般型） 小原池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十六年二月十八日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

岡山市役所

〔七〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（ため池等整備（一般型） 土動地池地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備（一般型） 土動地池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十六年二月十八日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

吉備中央町役場

〔七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央六丁目二五―一〇八、二五―一二九、真壁字八神四〇三―四、四〇四―
四、四〇八―一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目一五―一一

小深田佳樹

小深田美和

三 許可番号

岡山県指令建指第三二五号

◎岡山県公安委員会告示第二十二号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年二月十八日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（一級）	学科試験	平成二十六年五月三十日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十六年六月十四日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十六年四月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三二

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受験申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第二十三号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年二月十八日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（二級）	学科試験	平成二十六年五月三十日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十六年六月二十八日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (3) その他
 - ア 県内に住所を有する者
住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
 - イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十六年四月十四日（月曜日）から同月十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三二

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。